

平成十五年九月九日受領
答弁第一五四号

内閣衆質一五六第一五四号

平成十五年九月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員保坂展人君提出国家公務員倫理法の運用状況等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出国家公務員倫理法の運用状況等に関する質問に対する答弁書

一の(1)について

国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号。以下「倫理法」という。）第五条第三項の規定に基づき訓令を定めている府省等（法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに会計検査院をいう。以下同じ。）及び当該訓令の名称は、別表第一のとおりであり、いずれの訓令も、利害関係者の範囲に関して定めたものである。なお、これらの訓令の制定及び改廃については、同条第八項の規定に基づき、国会に報告しているところである。

一の(2)について

国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百一号。以下「倫理規程」という。）第三条第二項各号の規定に関する取扱いを明らかにするために定められた訓令はなく、各府省等は、国家公務員倫理審査会（以下「審査会」という。）に対する照会及びそれに対する回答や、これらの照会及び回答を審査会が取りまとめた国家公務員倫理規程事例集等に基づき、同項各号に該当するか否かを判断しているところである。

なお、同項第八号について、「国家公務員倫理規程第三条第二項第八号の運用について」（平成十四年十一月一日倫参一六十二）により、「職務として出席した会議その他打合せのための会合」には職務の遂行に必要な意見交換、情報収集等を行うために出席した会議その他打合せのための会合も含まれること及び「簡素な飲食」には出席する職員の職位等によって一万円程度までのものが認められることとの解釈が審査会から各府省等に通知されたことを受けて、警察庁において「国家公務員倫理規程第三条第二項第八号（簡素な飲食）の運用について」（平成十四年十一月七日警察庁丁人発第六百二十三号）が、総務省において「国家公務員倫理規程第三条第二項第八号の運用について」（平成十四年十一月十三日総官秘第千百三十七号）が、外務省において「国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程運用方針」（平成十四年十月二日大臣官房人事課長通達）が、経済産業省において「国家公務員倫理規程第三条第二項第八号の運用について」（平成十五年四月一日大臣官房秘書課事務連絡）が、国土交通省において「国家公務員倫理規程第三条第二項第八号の運用について」（平成十四年十一月十五日大臣官房人事課通達）が、海上保安庁において「倫理規程の運用について」（平成十四年十一月十五日総務部人事課課長補佐事務連絡）が、それぞれの府省等における具体的な取扱いを明らかにするために定められている。これらはいずれも、倫

理法第五条第三項の規定に基づく訓令ではないことから、審査会の同意を得て定められたものではない。

一の(3)について

倫理法第五条第四項の規定に基づき規則を定めている特定独立行政法人及び当該規則の名称は、別表第二のとおりであり、いずれの規則も、利害関係者の範囲に関して定めたものである。なお、これらの規則の制定及び改廃については、同条第八項の規定に基づき、国会に報告しているところである。

一の(4)について

倫理監督官は、倫理法第三十九条第一項の規定に基づき各府省等ごとに一名ずつ置かれており、その職名は、別表第三のとおりである。

一の(5)について

お尋ねのような基準を設けている府省等はない。なお、倫理規程第三条第二項第六号の規定により、職員は、多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすることをを行うことができるとされている。

一の(6)について

倫理法の制定以降、倫理規程、倫理法等に違反した場合の懲戒処分等の基準等を定める人事院規則、関連の訓令及び通達等が制定されているが、これらの改廃について、主要なものをお示しすると、別表第四のとおりである。このほか、中央省庁等改革、独立行政法人制度の創設、日本郵政公社設立のための法整備等に伴い所要の改廃が行われている。なお、倫理法施行前に「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（平成八年十二月十九日事務次官等会議申合せ）に基づき訓令として制定された各府省等の公務員倫理規程については、それぞれ、倫理法の施行に際して廃止されている。

二の（１）について

各府省等とも、国家公務員倫理教本その他の審査会が作成した資料の職員への配布、国家公務員倫理週間（平成十四年度に創設。十二月一日から七日まで）を活用した啓発活動の実施等により、倫理法等の趣旨の徹底を図るとともに、審査会が行っている制度説明会や、人事院が実施している公務員倫理をカリキュラムに含めた幹部行政官セミナーなどの各階層別の研修等に、職員を参加させている。これらのほか、倫理法等の趣旨の徹底を図るために各府省等において実施している主な事項は、別表第五のとおりである。

二の（２）について

審査会設置以来の会長及び委員の氏名、職業並びに就任及び退任の年月日は、別表第六のとおりである。会長及び委員は、いずれも、人格が高潔であつて、職員の職務に係る倫理の保持に関し公正な判断をすることができ、法曹界、労働界、学界、経済界等、各々の専門分野において長年にわたり活躍しており、法律又は社会に関する豊かな学識経験を有していることから、審査会の会長又は委員として適任と考え任命したものである。

審査会は、平成十一年十二月三日から平成十二年三月三十一日までの間に二十五回、平成十三年度に二十八回、平成十三年度に二十五回、平成十四年度に二十四回の会議を開催している。

審査会の会議においては、倫理法第十一条に規定する所掌事務及び権限に係る基本事項を処理しており、その主なものとしては、倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令又は同条第四項若しくは第六項の規定に基づく規則を定めることに対する同意、倫理規程の制定に関する意見の申出、倫理法等に違反した場合に係る懲戒処分の基準の作成、職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究及び企画（倫理法等の運用に関する検討、有識者及び各府省等との意見交換、有識者や国民各層へのアンケート調査等）、贈与等報告書（倫理法第二条第三項に規定する指定職以上の職員に係るものに限り、かつ、倫理法第九条

第二項ただし書に規定する事項に係る部分を除く。以下同じ。）
株取引等報告書及び所得等報告書等の審査、倫理法等に違反する疑いがある行為に関する調査への関与及び懲戒処分
の承認、職員の職務に係る倫理の保持を図るための監督上必要な措置の要求等がある。

このうち、贈与等報告書については平成十二年度二千六百二十五件、平成十三年度二千三百四十件、平成十四年度二千四百七十六件、株取引等報告書については平成十二年六十件、平成十三年六十九件、平成十四年五十七件、所得等報告書については平成十二年千三百六十件、平成十三年千二百九十九件、平成十四年千三百二十五件の報告の内容に関し、国民の疑惑や不信を招くようなものがないかなどの観点から審査を実施したところ、倫理法等に違反するものはなかった。

また、審査会は、倫理法等に違反する疑いがある行為に関し、任命権者から調査の端緒に係る報告を受け、任命権者に対して調査を求めている。これまでに調査が行われた件数は、平成十二年度八件、平成十三年度十一件、平成十四年度十八件である。審査会は、調査の開始について任命権者から報告を受けるとともに、調査の経過につき適宜報告を求め、また、意見を述べている。調査の結果、任命権者が職員に倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとする場合には、審査会がその懲戒処分

につき承認を行っている。審査会の承認を得て任命権者による懲戒処分が行われた件数は、平成十二年度二件、平成十三年度五件、平成十四年度十一件となっている。

審査会の予算は、人事院の予算の中に含まれており、職員の人件費、光熱水料等は人事院と一体のものとなっているが、審査会の会議、公務員倫理に関する有識者との懇談会、倫理法等の内容の周知、倫理意識の浸透を図るための行事、公務員倫理に関するアンケート調査等に係る予算としては、平成十二年度五千九百六十三万四千円、平成十三年度五千四百五十一万八千円、平成十四年度五千二百四十万円、平成十五年五年度五千百七万円が計上されている（いずれも当初予算額）。

決算は、人事院の決算と一体のものとして一括計上されている。平成十二年度分及び平成十三年度分については国会において承認されており、適切に執行されていると考えている。

二の(3)について

平成十三年一月六日に中央省庁再編が行われるとともに、新たに副大臣及び大臣政務官の制度が導入されたことに伴い、同日、国務大臣等の公職にある者としての清廉さを保持し、政治と行政への国民の信頼を確保する等のため、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」（平成十三年一月六日閣議決定）を定め

つくる。

別表第一

府 省 等	訓 令 の 名 称
内閣府	内閣府沖縄総合事務局職員の職務に係る倫理に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第五十号）
公正取引委員会	公正取引委員会事務総局職員の倫理に関する訓令（平成十二年委員長訓令第一号）
国家公安委員会	地方警務官の利害関係者に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第七号）
警察庁	警察庁職員の利害関係者に関する訓令（平成十二年警察庁訓令第二号）
総務省	総務省職員の職務に係る倫理に関する訓令（平成十三年総務省訓令第百五号）
法務省	法務省職員倫理規程（平成十二年法務省人服訓第六百七十三号）
外務省	外務省職員の倫理に関する訓令（平成十二年外務省訓令第二号）
財務省	財務省職員の職務に係る倫理に関する訓令（平成十二年大蔵省訓令第一号）
国税庁	国税庁職員の職務に係る倫理に関する訓令（平成十二年国税庁訓令特第一号）
厚生労働省	厚生労働省職員倫理規程（平成十二年厚生省訓令第二号）
経済産業省	経済産業省に属する職員の職務に係る倫理に関する訓令（平成十二年十二秘発第百五十五号）
国土交通省	国土交通省職員の職務に係る倫理に関する訓令（平成十二年国土交通省訓令第百八号）
海上保安庁	海上保安庁職員の利害関係者に関する訓令（平成十二年海上保安庁訓令第十四号）

独立行政法人	規則の名称
独立行政法人国立公文書館	独立行政法人国立公文書館職員の職務に係る倫理に関する規則（平成十四年八月十六日館長決定）
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立女性教育会館職員の職務に係る倫理に関する規則（平成十四年八月六日）
独立行政法人農業者大学校	独立行政法人農業者大学校職員の職務に係る倫理に関する規則（平成十四年十四農大二百一十号）
独立行政法人さけ・ます資源管理センター	独立行政法人さけ・ます資源管理センター職員の職務に係る倫理に関する規則（平成十四年十四規程第十一号）
独立行政法人水産大学校	独立行政法人水産大学校職員の職務に係る倫理に関する規則（平成十四年水大規程第百六十九号）
独立行政法人水産総合研究センター	独立行政法人水産総合研究センター職員の職務に係る倫理に関する規則（平成十四年十四水研第五百五十一号）
独立行政法人産業技術総合研究所	職員の職務に係る倫理に関する規則（平成十四年十四規則第十号）
独立行政法人海技大学校	独立行政法人海技大学校職員の職務に係る倫理に関する規則（平成十四年達第九十六号）
独立行政法人航空大学校	独立行政法人航空大学校職員の職務に係る倫理に関する規則（平成十四年空大総第五千百十四号）

別表第三

府 省 等	倫理 監督官の 職名
会計検査院 人事院 公正取引委員会	事務総長
内閣官房	内閣官房副長官
内閣法制局	内閣法制次長
司法制度改革推進本部 公害等調整委員会 公安審査委員会 中央労働委員会 船員労働委員会	事務局長（船員労働委員会にあつては、船員中央労働委員会事務局長）
内閣府 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	事務次官
宮内庁 警察庁	次長
国家公安委員会	警察庁次長
防衛施設庁 金融庁 消防庁 公安調査庁 国税庁 文化庁 社会保険庁 林野庁 水産庁 資源エネルギー庁 特許庁 中小企業庁 気象庁 海上保安庁 海難審判庁	長官

別表第四

改正年月日	改正された法令等の名称	改正の概要	改正理由
平成十二年八月三十一日	職員の職務に係る倫理の保持について（平成十二年三月三十一日林野庁長官通達十二林野政人第五十二号）	贈与等報告書の閲覧に関し、閲覧場所、閲覧日及び閲覧時間、閲覧者の遵守事項等に関する規定を追加	倫理規程第十一条第三項の規定に基づき、贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項を規定する必要があるため
平成十二年九月一日	職員の職務に係る倫理の保持について（平成十二年三月二十九日農林水産事務次官通達十二秘第百五号）	同右	同右
平成十二年九月八日	職員の職務に係る倫理の保持について（平成十二年三月三十日水産庁長官通達十二水人第百五十九号）	同右	同右
平成十二年九月十一日	国家公務員倫理法及び同倫理規程の取扱いについて（平成十二年三月二十七日国税庁長官通達官人四一十六）	同右	同右
平成十三年一月二十四日	財務省職員の職務に係る倫理に関する訓令	第二条(3)及び(4)を追加	倫理規程第二条第一項ただし書の規定に基づき、財務省の業務に応じ利害関係者から除く者を規定するため
平成十四年五月一日	職員の職務に係る倫理の保持について（平成十二年三月二十八日法務省倫理監督	倫理規程第六条第二項に基づく基準を満たすものについては同条第一項の承認を得たものとして取り扱って差し支えないこととする規	「国家公務員倫理規程第六条第一項の倫理監督官の承認について」（平成十四年四月一日倫参一十二）により審査会から示された解釈

	官通達法務省人服第七百四十三号)	定を追加	を具体化するため
平成十四年八月二十二日	法務省職員倫理規程	第二条(3)を追加	「国家公務員倫理規程の運用について」(平成十四年六月二十七日倫参一二十七)により審査会から示された解釈を具体化するため
平成十四年九月一日	地方警務官の利害関係者に 関する規則 警察庁職員の利害関係者に 関する訓令 国税庁職員の職務に係る倫 理に関する訓令	第一条第三号を追加 第一条を追加 第二条第一項第二号及び第二項を追加	同右 同右 倫理規程第二条第一項ただし書の規定に基づき、国税庁の業務に応じ利害関係者から除く者を規定するとともに、平成十四年六月二十七日倫一二十七により審査会から示された解釈を具体化するため
平成十四年十二月二日	国家公務員倫理法及び国家 公務員倫理規程運用方針 (平成十四年十二月二日外 務省大臣官房人事課長通 達)	倫理規程第三条第二項第八号の「職務として出席した会議その他打合せのための会合」には職務の遂行に必要な意見交換、情報収集等を行うために出席した会議その他打合せのための会合も含まれるとする規定、同号の規定により倫理監督官の許可を得ることなく夜間に自己の費用を負担して利害関係者と共にすることができ「簡素な飲食」に関するガイドライン及び第六条第二項に基づく基準を満たすものについては同条第一項の承認を得たものと取り扱って差し支えないこととする規定を追加	平成十四年四月一日倫参一十二及び「国家公務員倫理規程第三条第二項第八号の運用について」(平成十四年十一月一日倫参一六十二)により審査会から示された解釈を具体化するため
平成十五年四月	人事院規則二二―二(倫理)	第十一条第三項及び第四項を追加	倫理法第三十三条の規定により読み替えて適

<p>一日</p>	<p>法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の 手続)</p>	<p>定期的に行われる会合に係る倫理規程第三条第二項第八号について、一年を超えない期間内に行われる会合に倫理監督官が包括的に許可することができるよう、規定を改正するとともに、第六条第二項に基づく基準を満たすものについては同条第一項の承認を得たものとして取り扱って差し支えないこととする規定を追加</p>	<p>用される国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十五条の承認について一定の場合には承認があつたものとする取扱いを規定するため 平成十四年四月一日倫参一十二及び平成十四年六月二十七日倫参一二十七により審査会から示された解釈を具体化するため</p>
-----------	---	---	--

(注)

一 財務省職員の職務に係る倫理に関する訓令、法務省職員倫理規程、地方警務官の利害関係者に関する規則、警察庁職員の利害関係者に関する訓令、国税庁職員の職務に係る倫理に関する訓令及び人事院規則二二―二については、審査会のホームページに全文を掲載している。

二 「国家公務員倫理規程第六条第一項の倫理監督官の承認について」（平成十四年四月一日倫参一十二）は、倫理監督官が問題ないと判断する場合には、倫理規程第六条第二項に規定する基準を満たすものについては同条第一項の承認を得たものとして取り扱って差し支えないとする仕組みを整備することが適当であることを通知している。

「国家公務員倫理規程の運用について」（平成十四年六月二十七日倫参一二十七）は、契約の相手方のうち電気供給事業者等については訓令又は規則で定めることにより利害関係者から除いて差し支えないこと及び定期的に行われる会合に係る倫理規程第三条第二項第八号の倫理監督官の許可については一年を超えない期間内に行われる会合に包括的に許可して差し支えないこととの解釈を通知している。

「国家公務員倫理規程第三条第二項第八号の運用について」（平成十四年十一月一日倫参一六十二）は、倫理規程第三条第二項第八号について、「職務として出席した会議その他打合せのための会合」には職務の遂行に必要な意見交換、情報収集等を行うため出席した会議その他打合せのための会合も含まれること及び「簡素な飲食」には出席する職員の職位等により一万円程度までのものが認められることとの解釈を通知している。

別表第五

府 省 等	実 施 し て い る 主 な 事 項
会計検査院	公務員倫理をカリキュラムに含めた各種研修を実施
人事院	公務員倫理をカリキュラムに含めた各種研修を実施 電子掲示板に倫理法等に関する事項を掲載
内閣官房	公務員倫理をカリキュラムに含めた内閣府が主催する研修に参加
内閣法制局	審査会事務局からの通知等を踏まえ、倫理法等の遵守等を周知徹底 四半期ごとに贈与等報告書の提出について注意喚起
司法制度改革推進本部	審査会事務局からの通知等を踏まえ、倫理法等の遵守等を周知徹底
内閣府	公務員倫理をカリキュラムに含めた各種研修を実施 各種会議において倫理法等について周知徹底 審査会事務局からの通知等を踏まえ、倫理法等の遵守等を周知徹底 四半期ごとに贈与等報告書の提出について注意喚起
宮内庁	公務員倫理をカリキュラムに含めた各種研修を実施 各種会議において倫理法等について周知徹底
公正取引委員会	公務員倫理をカリキュラムに含めた各種研修を実施 電子掲示板に倫理法等に関する事項を掲載 四半期ごとに贈与等報告書の提出について注意喚起
国家公安委員会及び警察庁	公務員倫理をカリキュラムに含めた各種研修を実施 各種会議において倫理法等について周知徹底
防衛施設庁	公務員倫理をカリキュラムに含めた各種研修を実施 各種会議において倫理法等について周知徹底
金融庁	公務員倫理をカリキュラムに含めた各種研修を実施 各種会議において倫理法等について周知徹底 各種採用職員に対し倫理法等について説明

総務省	公務員倫理をカリキュラムに含めた各種研修を実施 審査会事務局からの通知等を踏まえ、倫理法等の遵守等を周知徹底 幹部職員等が出席する会議において、倫理観の保持等のための申合せを定期的に実施
公害等調整委員会	公務員倫理をカリキュラムに含めた総務省が主催する研修に参加
消防庁	審査会事務局からの通知等を踏まえ、倫理法等の遵守等を周知徹底
法務省（外局を含む。）	公務員倫理をカリキュラムに含めた各種研修を実施 各種会議において倫理法等について周知徹底
外務省	公務員倫理をカリキュラムに含めた各種研修を実施 各種会議において倫理法等について周知徹底 全在外公館に対し、公務員倫理について周知徹底、注意喚起等を行う公電を发出 昨年度から導入した監察査察制度の中で倫理法等の遵守状況を随時調査 部下による「管理者評価」において、上司の倫理観を評価
財務省	公務員倫理をカリキュラムに含めた各種研修を実施 各種会議において倫理法等について周知徹底 異動により新たに本省に配置された職員に対し倫理法等について説明 電子掲示板に倫理法等に関する事項を掲載
国税庁	公務員倫理をカリキュラムに含めた各種研修を実施 各種会議において倫理法等について周知徹底 「国税庁職員の倫理の手引き」を作成し、全職員に配布
文部科学省	公務員倫理をカリキュラムに含めた各種研修を実施 各種会議において倫理法等について周知徹底 ホームページに倫理法等に関する事項を掲載 四半期ごとに贈与等報告書の提出について注意喚起
文化庁	公務員倫理をカリキュラムに含めた文部科学省が主催する研修に参加 各種会議において倫理法等について周知徹底 四半期ごとに贈与等報告書の提出について注意喚起

厚生労働省（外局を含む。）	公務員倫理をカリキュラムに含めた各種研修を実施 各種会議において倫理法等について周知徹底
農林水産省（外局を含む。）	「職員倫理啓発対策室」を設置し、倫理保持のための体制を整備 公務員倫理をカリキュラムに含めた各種研修を実施 倫理啓発週間を設定し、講演会の開催、資料の配付等を実施 関係団体に対し、通達の発出、説明会の実施等を通じた周知
経済産業省（外局を含む。）	公務員倫理をカリキュラムに含めた各種研修を実施 各種会議において倫理法等について周知徹底 電子掲示板に倫理法等に関する事項を掲載 四半期ごとに贈与等報告書の提出について注意喚起
国土交通省	公務員倫理をカリキュラムに含めた各種研修を実施 各種会議において倫理法等について周知徹底
船員労働委員会	各種会議において倫理法等について周知徹底
気象庁	公務員倫理をカリキュラムに含めた各種研修を実施 各種会議において倫理法等について周知徹底
海上保安庁	公務員倫理をカリキュラムに含めた各種研修を実施 各種会議において倫理法等について周知徹底
海難審判庁	公務員倫理をカリキュラムに含めた各種研修を実施 各種会議において倫理法等について周知徹底 電子掲示板に倫理法等に関する事項を掲載
環境省	公務員倫理をカリキュラムに含めた新採用職員研修を実施 電子掲示板に倫理法等に関する事項を掲載

別表第六

職名	氏名	職業	就任日	退任日
会長	花尻 尚	元札幌高等裁判所長官	平成十一年十二月三日	
委員	芦田 甚之助	日本労働組合総連合会顧問(退任時)	平成十一年十二月三日	平成十四年十月四日
委員	島田 燐子	文京学院大学学長 学校法人文京学園理事長	平成十一年十二月三日	
委員	浜田 広	株式会社リコー代表取締役会長	平成十一年十二月三日	
委員	播谷 実	人事官 元読売新聞社株式会社常務取締役	平成十一年十二月三日	平成十三年三月二十五日 (人事官退任に併せて退任)
委員	小澤 治文	人事官 元株式会社日本経済新聞社常務取締役	平成十三年四月二日	
委員	得本 輝人	財団法人国際労働財団理事長 日本労働組合総連合会顧問	平成十四年十一月十九日	